

令和元年第2回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和元年8月28日（水）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合
3. 開 会 令和元年8月28日午前10時
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第7号 有明広域行政事務組合財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第6 議案第8号 有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第7 議案第9号 有明広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議案第10号 財産の取得について
 - 日程第9 議案第11号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
5. 閉 会 令和元年8月28日午前11時44分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
副 代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二 階 堂 正 一 郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	総 務 課 長	松 野 成 剛
	業 務 管 理 課 長	栗 原 寿 一
	総 務 課 審 議 員	城 戸 正 令
	業 務 管 理 課 審 議 員	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 CP5 施 設 長	福 島 力 男
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	徳 永 惣 一
消 防 本 部	消 防 長	吉 田 耕 之
	次 長 (総 務 課 長)	杉 本 幸 広
	予 防 課 長	霜 上 達 也
	審 議 員 兼 企 画 財 政 係 長	村 上 博 恭
	審 議 員 兼 建 設 室 長	村 上 和 浩

7. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	木 村 誠 一
2 番	鶴 田 賢 了
3 番	野 田 ゆ み
4 番	菰 田 正 也
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一 瀬 重 隆
7 番	赤 松 英 康
8 番	多田隈 啓 二
9 番	江 田 計 司
10 番	松 田 幸 二
11 番	大城戸 廣 澄
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
14 番	宮 本 哲太郎
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍之介

8. 記録

職	氏 名
書記	中村 淳児
記録	山邊絵莉子

開会（午前10時00分）

議長 おはようございます。ただいまから、令和元年第2回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名について。5番 吉田憲司議員、10番 松田幸二議員。以上兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日8月28日の1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日8月28日の一日限りと決定いたしました。

日程第3、代表理事挨拶をお願いいたします。前田代表理事。

前田代表理事 おはようございます。本日は、令和元年第2回組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御参集を賜り誠にありがとうございます。皆様方には平素から当組合の運営につきまして格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会に上程申し上げる議案でございますが、組合条例の一部改正が3件、財産の取得は1件、組合一般会計補正予算が1件の計5議案を御提案申し上げます。なお、議案の説明等につきましては事務局及び消防より御説明をいたささせていただきますので、議会におかれましては上程いたしております議案につきまして慎重な御審議を賜り、原案のとおり御承認賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶にさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

議長 日程第4、これより一般質問を行います。5番 吉田議員、15番 濱崎議員より通告がっておりますので質問を許します。はじめに、5番 吉田議員をお願いいたします。

吉田議員 はい。

議長 はい、どうぞ。

吉田議員 おはようございます。玉名市選出の吉田憲司でございます。冒頭ではありますが、議長にお願いがございます。先ほどありましたようにお隣の福岡、佐賀においてはレベル5の大雨の特別警報が発令をされております。また、管内2市4町においても避難勧告や土砂災害警戒情報、また警報が出されているところもございます。それによりまして欠席をされる方もおられます。このような気象状況ですので一般質問中に災害発生の情報や消防団、緊急消防援助隊の出動要請等がありましたら即一般質問を取りやめますので、議会運営のほうよろしくをお願いいたします。

それでは、本日はまず皆様方に謝罪と言いますかお詫びから入りたいというふうに思います。先月7月の3日、4日、5日で行われました関西地方への議員研修をドタキャンしてしまい、議長はじめ議員の皆様、職員の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。深くお詫びを申し上げます。しかしながら、当日早朝のニュースを見ていまして、今朝のように気象庁の早め

早めの避難、命を守る行動をという呼びかけや、そしてその当時、九州全体で110万人に対し避難勧告だけではなく避難指示が出されていました。また、宇土市などは早朝から市長も出席されて災害対策本部を立ち上げられ、学校を休校にするなどの措置が取られ、結局、熊本県全体で小・中・高合わせて260校が休校となりました。このことで脳裏をよぎったのが7年前、阿蘇地方を中心に死者・行方不明者25名を出した九州北部豪雨です。私はその当時消防本部の西分署に勤務をしておりまして。24時間勤務が始まる朝7時40分頃出勤すると、すぐさま救急車で阿蘇広域消防本部へ行くように命令が下されました。玉名消防署、玉東分署の各隊は、木葉川の氾濫によりすべて出場しており、まずは西分署に出場命令があったものと思います。しかし、雨も小降りになってきましたので救急業務を行っても夕方には帰れるかなと思っていましたが、阿蘇に近づくとつれ真っ黒い濁流・土砂災害・倒木、そして内牧温泉一帯がほとんど海のような状態でした。そして県下の各消防本部から駆け付けた仲間と共にわずかな情報を頼りに大きく迂回をしてスコップやバケツを手にて歩で道なき道の斜面を上がっているときに、これはいつ帰れるか分からないなと思いました。現場に到着すると土砂に押し流され潰れた家の中に入り、県内の消防職員が一致団結して土砂と格闘したことが思い出されます。熊本地震もそうでしたが、いろいろな現場を見て来たこと、命がけでやってきた活動が今回のドタキャンとなる私の判断基準となりました。

それともう一つの理由は玉名市議会防災会議規定、玉名市議会災害時対策会議規定があります。玉名市議会は現在様々な議会改革を行っています。そのため、議会改革度ランキングは全国1,447議会の中で第69位となり、熊本県では2年連続でトップとなることができました。今回発行された玉名市の市議会だよりからは各議員の一般質問のところにQRコードを張り付けまして、それをスマホで読み取ると実際の一般質問の動画をいつでもどこでも見るができるようになりました。話がちょっと脱線しましたが、先ほどの防災会議規定、災害時対策会議規定、この第2条には災害が発生し、または発生するおそれのあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう平常時から災害発生時の議会の対応を確認するとうたっています。最終的に視察を欠席されたのは私と玉名市の消防団長を歴任された一瀬議員、それに玉名市議会で防災を所管する総務委員会の副委員長である多田隈議員が欠席となりました。それぞれ苦渋の判断をされ、留守番部隊となりました。しかし、議員研修に参加・不参加よりも各地域に大きな被害がなかったことがよかったというふうに思っております。結果オーライとなりましたが、最初に申しあげましたとおり皆様方に御迷惑をおかけしたことはありません。改めてお詫びを申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問に入りたいと思います。今回の質問は、消防の広域化についてお伺いをします。広域化というのは簡単に言うと消防本部同士の合併のことです。市町村も平成の大合併がありました。これについてもメリット・デメリット賛否両論があったと思います。この有明広域の枠組みの中でも合併したところ、合併をせずに単独でやられているところ、さまざまです。消防の広域化についてはこれまでいろいろと議論が重ねられてきました。2008年、平成20年に熊本県は13ある消防本部を城北ブロック、中央ブロック、城

南ブロック、そして天草消防は単独という4つに再編するという計画を策定しました。しかしながら、有明消防が該当する城北ブロックにおいても菊池広域消防本部は当初から参加を見送り、有明・山鹿・阿蘇という飛び地の消防広域化を模索していました。しかし、負担金や地元消防団との連携、飛び地であることへの懸念などから県のこの計画は頓挫してしまいました。これには市町村合併の教訓もあったのではないかと私個人的には思っています。そんな中、今年1月には県は広域化に向けて再編を再検討する方針を明らかにしました。管内人口10万人未満、職員数100人未満の6つの消防本部を対象にさまざまなシュミレーションをし、検討をしていくとの方針を示しました。ところがその矢先、2か月後の今年3月末に県はこれまでの方針から県全域を一元化し、県下1本部体制にするという方針転換をしました。報道によると本年度は自治体の負担金や人員、配備車両などについてシュミレーションをし、来年度平成24年度には各市町村と協議に入るとのことです。このことは県の消防長会等でも議論されているところだとは思いますが、有明広域消防本部として現状、どのような認識を持っておられるのか。また、今後の見通しについても伺いたいと思います。これは、今、有明広域消防本部として進めている庁舎の統廃合計画や人員、及び車両の適正な検討などにも影響を与えると思いますが、そのあたりも含めて答弁をよろしくお願いいたします。

消防長 はい、議長。

議長 はい、吉田消防長。

消防長 おはようございます。消防本部の吉田です。まず、吉田議員の質問に対しまして私のほうからお答えいたします。話もありましたが、現在ですね、当消防本部は緊急消防援助隊の準備要請ということでかかっておりますので、所長あたりはですね、今日そちらの対応をしておるような状態でございます。

現在、消防体制の強化・検討という題目で消防の広域化が検討されております。前回は20年の5月に熊本県消防広域化推進計画が策定され、天草を除く県内3ブロックで消防広域化協議会が設置され、検討協議が重ねられましたが、協議会は平成24年度に3ブロックとも解散しております。それが新たに消防体制の強化・検討というかたちで熊本県消防力強化推進計画として再協議が行われているところであります。当消防本部におきましては、今回の計画は二つの基本指針を柱に、一つ目が消防広域化の推進。さらに二つ目の柱として消防の連携・協力というかたちで高機能指令センターの共同運用、消防用車両、消防諸所の共同整備を検討するというものであると認識をしております。現時点では県から当該計画の原案に対する意見照会が実施され、県としても9月3日金曜までですね、パブリックコメントが実施中ですが、消防力の充実強化の方策としては消防広域化、及び消防の連携協力は今後避けては通れない課題になるものであると見通しており、いずれにしても広域化の方法等を含め構成市町とも十分に協議した上で住民目線、消防職員目線からもメリットが見い出せるような進め方が重要だと考えております。

最後に、当消防本部への影響につきましても、今後策定いたします2期計画につきましても、方向性について決定され、指示があれば広域化も視野に入れた計画の策定になるかと思っております。

以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい。答弁いただきました。今の答弁によると広域化を避けては通れないと。まず、今、答弁の中にありました指令センターと、それから車両の共同運用。これをやっていくんだというお話がありました。消防職員はですね、もう私は消防職員じゃないんですけど、採用されて県の消防学校に入りますと、まず消防法と消防組織法の暗記をさせられます。消防組織法第6条、第7条、第8条には消防は市町村が責任を負い、市町村が設置をするというふうに規定をされています。しかしこの県が進める一元化はどのようなかたちになるのでしょうか。将来的には熊本県警のように県知事がトップとなった体制になるのか、それとも広域連合のようなかたちになり、どこかの組長さんがトップとなり県下すべての45市町村を束ねていくかたちになるのか。これはですね、消防・衛生・清掃・介護・婚活等からなる有明広域行政事務組合の組織の体制にも影響をしてくると思います。現段階で方向性だけでも分かっていたら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

消防長 はい、議長。

議長 はい、吉田消防長。

消防長 吉田議員の再質問にお答えしたいと思います。県全域一元化となった場合の具体的な体制は示されておりませんが、現時点での市町村の消防の広域化は主に一部事務組合や広域連合、事務委託により、また消防指令の共同運用は主に協議会方式や事務委託により行われていることになっており、それぞれの特徴を認識した上で選択することになるとものと考えております。なお、当組合の組織全体への影響については県全域一元化となった場合は新組織への事務の移管等により、当組合からの消防事務の廃止、規約変更及び消防職員の退職、新消防組織への身分移管を伴うことになると思慮されますが、現時点ではまだ検討に入った段階であることから、すべてが不透明であると回答いたしたいと思います。以上でございます。

吉田議員 議長。

議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁いただきました。今の答弁によると協議会方式、それから事務委託、広域連合、さまざまなケースがあるけども現段階ではまだ決まっていないというお話でした。常備消防もそうなんですけども、消防団のことをちょっと言っておきたいというふうに思います。消防本部と消防団、常備消防と非常備消防はですね、よく車の両輪に例えられます。災害活動、現場活動におきましては消防団の皆様の戦力は必要不可欠であります。先ほど申しましたとおり、来年度には各市町村と協議に入ると県は計画を立てているようです。

最後に、ここにおられます理事の皆様におかれましては、各消防本部の一元化に向けての議論の際にはですね、消防団につきましても常備消防との連携や活動方針、それから身分保障・安全管理等について今後、県はどういった消防団の姿をですね、未来の姿を目指しているのか。その点についても議論の中でですね、心配りをさせていただきたいということをお願いをいたし

まして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で吉田議員の質問は終わりました。

次に15番、濱崎議員の質問を許します。

濱崎議員 議長。

議長 はい、どうぞ。

濱崎議員 おはようございます。長洲町の濱崎でございます。

議事録（会議録）の保管状況について質問いたします。要旨は有明広域行政事務組合の議事録（会議録）は保管されているのかどうかお伺いするものです。過去、し尿汲み取り業者が組合外の山鹿や菊地のし尿を玉名郡衛生施設組合の施設に不正投入した事件です。し尿の水増し請求なども行われていたのではないかと疑われるものでした。この記録を調べようと記録の閲覧申請をいたしましたところ、当日見当たらないとのことでした。1カ月以上経った先日、ようやく探し出したとのことでした。平成6年、広域行政組合と合併するまでの玉名郡衛生施設組合の関係記録はどのように引き継ぎ、現在どう保管されているのかお伺いをいたします。

松野総務課長 議長。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 総務課の松野でございます。よろしく願い申し上げます。

濱崎議員の有明広域行政事務組合会議録保管はどうされているのかということでございますけれども、現在、有明広域行政事務組合の会議録につきましては、組合設立日であります平成6年4月1日の第1回理事会、及び第1回議会臨時会から議事録を作成し事務局に保管しております。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 お尋ねいたしておりますのは、平成6年の広域行政組合と合併するそれ以前ですね、玉名郡衛生施設組合との関係の議事録、あるいはその引き継ぎを受けておられるかと思うんですが、そういったものはどのように保管されているのかお伺いしています。

松野総務課長 はい。

議長 総務課長、松野総務課長。

松野総務課長 はい。濱崎議員の御質問にお答えいたします。有明広域行政事務組合以前の旧組合の会議録の保管はどうされているのかという御質問だと思いますが、有明広域行政事務組合合併以前の旧組合の会議録の保管につきましては、複合化前の旧施設の会議録を含む重要書類と思われるものにつきましては、各施設に保管されております。以上でございます。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 この定例会前に打ち合わせをいたしましたわけですが、各施設の中に保管されているということではありますが、昭和42年頃に長洲町、岱明町及び何町ということで施設組合が設立されたと記憶いたしております。その後の会議録、あるいは議事録を閲覧させて欲しいというけど、現在のところはまだ準備ができていない、捜索中だというようなことですが、それと

は違うんですか。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 事務局長の中嶋でございます。濱崎議員の質問にお答えいたします。総務課長からの御答弁にもあったとおり、議会会議録におきましては組合議会規則第89条にも規定されておりますとおり、保存年限は永久保存というふうなかたちとなっております。議員御質問にございました、以前から玉名郡衛生施設組合におきます議事録でのお尋ねがっております。その日においては確認をすることができなかつたわけでございますが、お尋ねされております議事録の有無については報告が遅れたことに対しまして大変申し訳なく思っております。そのうち、私より業務管理課の職員をはじめ第1衛生センターの職員に対しまして強く指導を行ったところでございます。その結果、岱明町に設置しております第1衛生センターの施設を確認いたしましたところ、書類の議事録の確認がちょっとできなかったような状況でございました。そのことによりまして和水町に設置しております第2衛生センターの施設をくまなく確認をいたしましたところ、合併前の組合合併前ですけども、昭和50年度からの議事録を確認することができたところでございます。本来であるならば平成6年、組合合併前に玉名郡衛生施設組合を含む4組合が合併し、現在の有明広域行政事務組合が設立されておりますので、その際に事務等の継承についても引き継ぐことは当然でございますが、この度御報告が遅れたことに対しましては大変御迷惑をおかけしたと思っております。お詫び申し上げます。

また、衛生施設組合の50年度以前の議事録につきましては、今の段階でちょっと確認ができてないような状況でございますので、その42年度から49年度までの議事録については今後、各両施設等を含めたところで精一杯確認作業を行いたいというふうに考えておりますので、議員御了承のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 建設当時の設計図や配置図・平面図などが保管され、それを熟読しておれば第1衛生センターリニューアル建設工事のような失敗は防げたものです。各自治体においても上水道・下水道・ガス管などの敷設図は永久保管しています。今後のこともあります。是非、永久保存すべきものは厳重に保管すべきだと思います。ただいまの答弁をいただきまして、その気があるということは感じ取りました。ただ、今も答弁がありましたけど、42年、組合の前身である長洲・岱明ほか組合の議事録など、これはただちに調査をいただきまして、そして厳重に保管していただきたいと思うんですね。資料を見ようとしましてもね、担当者の方らしい人も議事録がどこにあるのか分かりませんというお粗末な答弁しかもらえないんですね。これじゃあ、せつかく組合議員となって調査をしようとしてもできない議案ですね。執行部局で起案し部局の決済をそれぞれ関係会議で協議審議され、決定がなされると思っておりますが、その決定までの記録と決定事項などはどのように記録されているのか経緯も含めて伺います。また、その記録の閲覧は可能かどうか伺います。今後、組合で審議決定するまでの記録やその経過も

含めてすべて記録として残すべきだと思いますが、どう考えますか伺います。

議長 はい、松野総務課長。

松野総務課長 濱崎議員の御質問にお答えいたします。組合の全員協議会等におきまして議会議事録のように全文記録による議事録ではなく、開催日時、出席者、質疑応答の内容などを記載した簡易的なものはございますが、議員御指摘のような議事録に該当するようなものは作成しておりません。また、議会運営委員会等につきましても同様でございます。このような状況におきまして、今後に関することでございますけれども、議会、議論していた内容やそれに伴う決められたこと、取りまとめを記録し、会議の参加者、関係者などに共有することを目的とするとされておりますので、これより地域住民に対する説明する責任を果たし、より公正で開かれた組合行政の推進に資するため、必要不可欠であると考えております。今後におきましては全文記録、もしくは要約議事録のいずれかの方法になるかと思っておりますけれども、正副議長、正副事務長とも予算を伴うことも含めまして今後協議を図っていきたくと思っております。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 ただいまも申しましたとおりですね、少なくとも第1衛生センターリニューアル建設、このときの失敗がないようにですね、やっていただきたいと思うんです。あの敷地内にですね、昭和42年に建物はあったということは配置図を見ればすぐ分かることなんですよ。各自治体においては上水道を敷設し、あるいは下水道を敷設し、その敷設図というのはですね、永久保存してるはずなんですよ。それに比べて第1衛生センターはですね、わずかな土地しかないんですよ。その中でですよ、前にここに建物があったんだということはその当時の配置図を見ればたちまち分かるわけなんですよ。ですから、そういう資料もですね、保管して、そして永久保存して、そしてこの地点には建設時の杭を打っておるんだと。だからそれを二重に打っても決まらないんだというようなことがですね、即座に分かるような準備はですね、やっぱりしていただきたいと思っております。

ただいま、2点目は長洲分署庁舎建設候補地についてお伺いいたします。平成22年の第3分科会でクボタ西側の民有地に決定した経緯があるが、平成30年2月19日に開催された第5回有明広域行政事務組合消防本部庁舎など建設候補地検討委員会で、長洲分署庁舎建設候補地について、第3分科会で再度検討すると決定されたのはなぜか。その記録は、あるかお伺いいたします。また、閲覧は可能でありますか。

2点目として平成22年選定後、なぜ事務局案として長洲町清源寺ナフコ長洲店西側の用地を選定したのか、理由を伺います。その間の説明をなぜしなかったのかお伺いをいたします。

ただいま、前段の質問にいたしましたとおり、物事が決定するまでの詳細が細部に渡って記録が不十分で分かりません。そこで次の質問は、本来なら第3分科会での協議事項にあります。分科会では出席者が限定されています。また、会議録も箇条書き程度の執行部記載のもの

しかありません。そこで敢えて本会議で質問し、記録を残す意味からもお尋ねするため一般質問の通告をいたしました。議会運営委員会でも本来、当定例会で質問するものでもないにも関わらず一般質問として取り上げていただきました。ありがとうございます。令和元年8月21日、有明広域行政事務組合消防本部庁舎など建設候補地検討委員会第4回、第3分科会が開催されました。一般質問通告内容について安藤委員長をはじめとし、事務局より詳しく説明を受け、結論として今後は会議の議事録を残し、閲覧も可能にすると回答を受けました。これに間違いはないかお尋ねいたします。また、その日の会議録も記録し、閲覧もできるようになるのか確認の意味からも2点お尋ねいたします。

杉本次長兼総務課長 はい、議長。

議長 はい、杉本次長兼総務課長。

杉本次長兼総務課長 おはようございます。消防本部次長兼総務課長の杉本です。濱崎議員の一般質問につきまして答弁いたします。平成22年当時、消防施設配置見直し計画第1期計画の消防本部と玉名消防署の統合庁舎、荒尾消防署及び長洲分署建設候補地の選定・決定について平成22年7月28日に第1回庁舎等建設候補地検討委員会を開催し、消防本部から配置見直し計画の概要と庁舎の現状及び問題点を説明し、消防本部と玉名消防署の統合庁舎は第1分科会、荒尾消防署は第2分科会、長洲分署は第3分科会で候補地の選定をいただくことが決定され、その後、各分科会でそれぞれ候補地が選定されました。第3分科会の委員構成としましては、長洲町、荒尾市、玉名市の議会議員、組合議員、消防団長、区長会長、総務課長の方々に、分科会会長を長洲町議会議員にお願いしてまいりました。事務局は消防本部で担当しております。第1回の第3分科会は平成22年8月26日に開催され、消防本部から長洲分署庁舎建設候補地として腹赤小学校南側、国道501号線交差点付近を中心として半径500メートル程度の地域が最適地として提案し、各委員から3候補地の提案があり、会議途中の現地視察を行い、3候補地の詳細資料を作成後、次回分科会を開催することで議了となっております。同年10月20日に第2回第3分科会が開催され、3候補地の提示資料に基づき審議が行われ、地権者の売却意思があったクボタ西側民有地を候補地として選定されました。その後、平成23年1月24日開催の第2回庁舎等建設候補地検討委員会において、長洲分署庁舎建設候補地について第3分科会の審議結果は報告されたものの審議は行われず、第2分科会から報告があった荒尾消防署建設候補地が審議され、建設候補地が荒尾市宮内松河原に決定されました。荒尾消防署建設候補地の審議が優先された理由といたしましては平成20年5月の電波法第26条に基づく周波数割り当て計画の改正により、当時使用していた150メガヘルツ、消防救急アナログ無線の使用期限が平成28年5月までに定められたことに伴い、260メガヘルツでのデジタル無線のシステム移行整備事業を早急に行う必要があったため、消防救急デジタル無線設備及び高機能指令センター整備事業に合わせ、優先的に荒尾消防署建設事業に取り組んだこととなります。当時の消防本部において同時期に複数の建設事業を行える人員、知識はなく、荒尾消防署建設事業は荒尾市に協力依頼をいたしまして、造成設計、建設設計の設計書の作成から入札、造成工事の施工管理、庁舎建設の監督等の対応をしていただきました。消防

本部にとりましても、建設事業と消防救急デジタル無線設備事業は一大事業であり、その事業の対応をとるのが精一杯の状況でした。そのままになって第3分科会ですね、その決定位置がなった状態は本当に誠に申し訳ありませんでした。第2回庁舎等建設候補地検討委員会を平成23年1月24日開催後、検討委員会及び分科会の開催はなく、その間は荒尾消防署建設事業に消防本部としては全精力を傾け事業を推進してまいりました。荒尾消防署建設事業が平成27年4月に完了し、消防本部・玉名消防署統合庁舎等建設事業の事前準備を進めて行く中で、第1分科会で制定された玉名消防署拡張案が近隣住民から営業上支障があると反対があり、理事会に報告したところ、候補地については再度検討することとなりました。消防本部内でも平成27年度から28年度にかけ、候補地について所長・課長以上で協議を重ね、候補地を検討してまいりました。その後、正式に消防本部・玉名消防署統合庁舎建設候補地を決定するために、前回から6年3カ月の平成29年4月25日に第3回の庁舎等建設候補地検討委員会を開催し、委員からはなぜ6年以上そのままにしていたのかとお叱りを受けました。消防本部から経過と説明をさせていただき、統合庁舎建設候補地を再度第1分科会で検討することが決定されました。その後、同年5月30日開催の第3回第1分科会で事務局案として提案しました玉名市築地309の1を統合庁舎建設候補地として選定いただき、同年7月7日開催の第4回庁舎等建設候補地検討委員会で決定いただき、用地交渉を行い売買契約等の締結をし、現在建設事業を進めているところです。消防本部・玉名消防署統合庁舎建設予定地が決定したことにより、長洲分署庁舎建設候補地について平成30年2月19日第5回庁舎等建設候補地検討委員会で正式に審議いただいたこととなります。消防本部・玉名消防署統合庁舎建設候補地が現玉名消防署拡張案から玉名市築地309の1に変更になったことにより、平成22年度当時計画されていたその位置から西側へ約3.3キロメートル移動し、長洲分署庁舎建設候補地のクボタ西側民有地との距離が近くなり、消防本部・玉名消防署統合庁舎と、また、新荒尾消防署、長洲分署の3署所の均等な位置関係が崩れ、有効に出動範囲を包含できないこととなりました。よって、そのまま国道501号線沿いのクボタ西側民有地に建設すれば玉名市南西地域の出動範囲が承服し、荒尾消防署が移転したことにより荒尾市南西地域への現場到着時間が遅延することとなり、どうしても位置を少し西側に変更しなければ将来有明広域消防本部の出動範囲に大きな影響を及ぼす恐れが十分に考えられました。そのため、第5回庁舎等建設候補地委員会で消防本部から変更になった統合庁舎建設候補地の経緯と状況を説明し、審議の結果、再度第3分科会で検討する必要があると決定いただき、第3分科会を行うことになりました。委員から第3分科会を早急に行うよう意見が出されましたが、年度末であったため新年度に入り開催するよう申し出をしておりました。しかし、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設候補地の用地を8月末までに取得できない場合は統合庁舎の建設地については見直す意向が理事会により示されていたため、地権者との交渉がまとまるまで開催ができませんでした。記録につきましては、正式な議事録はございませんが、平成29年度以降の庁舎等建設候補地検討委員会及び分科会につきましては、ボイスレコーダーで録音した音声データを保存しております。審議における委員からの御意見や質疑及び決定事項につきましては、一部文章を起こしており、結果

につきましては、その都度理事会に報告しております。平成22年度当時の記録としましては、一部議事録は確認できましたが、検討委員会や分科会の資料関係綴りと担当者がまとめていた関係綴りに書き留められた記録が残存しており、そのような記録を元にまとめ、資料として平成30年8月末に消防施設配置見直し計画第1期分における消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業の経過を作成して組合議員の皆様配布しております。その中で、配置見直し計画の経過、消防本部内での各委員会での検討結果、荒尾消防署建設事業、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設候補地に決定までの経過、長洲分署庁舎建設候補地選定の結果をまとめたものとなっております。今後は議事録、当然委員会、分科会、各協議等をですね、記録をまとめ、必ず後世に残してまいりたいと思います。当然、閲覧等もですね、可能な状態にしてまいりたいと思っております。

二つ目の質問を答弁いたします。消防本部・玉名消防署統合庁舎建設候補地が玉名市築地309の1に決定いただいたことにより、平成30年2月19日第5回庁舎等建設候補地検討委員会において、長洲分署庁舎建設候補地については第3分科会において再検討をすることとなりました。消防本部内では敷地面積、人口の分布状況、幹線道路のアクセス状況、ハザードマップ、埋蔵文化財、概算事業費、事業期間等の条件を設定し、長洲町と意見交換しながら協議を進め、現地建て替え案、クボタ西側の民有地を含め11カ所を選定し、条件に照らし合わせ精査・検討し長洲町との協議により事務局案を一本化し、分科会へ提案することとなりました。平成31年4月15日開催した組合理事消防関係会議において第3分科会開催の了承をいただき、令和元年7月9日に第3回第3分科会を開催いたしました。第3回第3分科会では、事務局案の提案しておりませんが、各委員から長洲町関係者と消防本部で協議して候補地を提案していただければいいと意見がありましたので、その後7月18日から8月7日にかけて計4回、長洲町関係者と消防本部で協議を行いました。第2回の第3分科会で候補地と決定していたクボタ西側民有地の地権者の方に7月25日に改めて謝罪しに宮本議員に御足労をいただき、長洲町濱村総務課長、そして消防長以下私たちが赴き、消防本部・玉名消防署統合庁舎の建設位置の決定に伴い、新たな建設候補地を選定しなければならなくなった経緯を説明し、御理解いただき丁重に御迷惑をおかけしたことをお詫びいたしました。協議の中で消防本部から事務局案を提案させていただき、協議を重ねた結果、ナフコ長洲店西側用地を第3分科会に提案させていただくこととなりました。令和元年8月21日に開催しました第4回第3分科会において事務局提案のナフコ長洲店西側用地を長洲分署庁舎建設候補地に選定いただき、9月開催予定の庁舎等建設候補地検討委員会に報告することを決定いただいております。

続きまして、その間なぜ説明をしなかったのかの伺いですが、先ほど経過について答弁しましたように平成29年7月に統合庁舎建設予定地が決定し、用地交渉がすべてまとまるまで玉名市築地309の1での建設ができるか確定できていなかったため正式な説明ができなかったこととなりました。しかし、状況が変わるかもしれない時期であったにせよ、当時地権者との交渉で御尽力をいただいた方に説明・相談しておくべきだったと消防本部としましては深く反省しております。さらに庁舎等建設候補地検討委員会から第3分科会開催まで1年半経過し

てからの開催になったのは、先ほども申しましたとおり統合庁舎建設候補地の地権者と移転補償者との交渉がまとまらなければ理事会での統合庁舎建設候補地についても玉名市築地309の1の建設地を見直す意向を示されていたことにより、分科会開催も延び、平成30年12月にすべての地権者と交渉がまとまりました。平成31年3月までに売買契約等の締結が整ったことにより、平成31年4月15日開催した組合理事消防関係会議において第3分科会開催の了承をいただき、7月9日に第3分科会を開催するに至りました。これまでいろんな事情があったにせよ、消防本部が適切な対応を取らなかったことにより多くの方に御迷惑と御心配をおかけしたことを大変申し訳なく思っております。今後は御迷惑をおかけしないように配慮をしまいいり、建設事業を推進して行きたいと存じます。よろしく願いいたします。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 今の答弁は、先の第3分科会での会議録を記録し、そして今後閲覧するというお約束でありましたので、それで私はとどめておったんですが、せっかく答弁なされましたので、抜けてる部分をちょっと補足さしてもらいます。現在、長洲町に消防署があるわけですが、それを移転しなければならないという理由、これが答弁されておりました。そこをまた補足あればいただきたいと思います。そういう検討はなされていなかったということであれば、それだけで答弁が可能だと思います。ただ、今答弁の中でですね、平成22年に第3分科会としては結論を出して候補地クボタ西側ということで国道501号線沿いということで答申をしとるわけですね。そして安藤委員長はそれを受けとるわけです。受領しとる。ところが、それから6年か7年か経って建築委員会で第3分科会でもう一回審議しよう。地主はですね、7年前にその用地交渉において承諾して、いわゆる農地はもう消防用地として売却しようという気持ちでなっておるわけです。ところが7年経って事務局案が突然出された。用地買収をしてこられた宮本議員はですよ、突然聞いてびっくりしたわけですよ。内容を精査しました。ところが1年5カ月前に建築委員会の中でこの第3分科会の答申はもう一回再議しようということが決まっておった。決まっておったならですよ、少なくとも宮本議員にこういうことなっておりますと、事情はこういうことで今、玉名が不安定です。用地買収がまだできておりません。ただ、その場所は再検討ということになるかと思えますと耳打ちでもされておたらばいいけど、耳打ちもなくですよ、事務局案はその当時から歩き出しとったわけですよ、1年5カ月前から。そして突然今年になって、8月になって事務局案が提示された。そこを私は言ってるんです。1年5カ月前にですね、そういう状態であれば第3分科会の中に少なくとも宮本議員に耳打ちをし、第3分科会の中でも話をしておれば再検討を委員の中でできる時間が1年5カ月あったわけなんです。それを私は言ってるんです。ですから、そういったことをですね、建築委員会あるいは第3分科会、そういった記録があれば閲覧して「ああこういう動きがあるんだな」ということが分かるわけですが、ないからですね、突然聞かされて宮本議員もびっくりしとる。いわゆる農地を提供し用地買収に応じようという人は7年待って、突然あんたん土

地は買わないよということになってですよ、それはびっくりされると思いますよ。消防本部の努力は買いますけどね、そういうものを記録として残しておればですよ、一覧するだけでこれはできるわけだけん。なんか補足があればいただきます。

杉本次長兼総務課長 議長。

議長 はい、杉本次長兼総務課長。

杉本次長兼総務課長 濱崎議員の質問にお答えいたします。現地建て替え案は先ほども述べましたようにクボタ西側の民有地等含め11カ所の候補地を消防本部内、そして長洲町と協議しました。当然、現地建て替え案、いろんな面で精査し検討した結果、他の土地がいいだろうということに決定いたしました。それから、なぜその1年6カ月の間、当然平成22年から関係された宮本議員、ほか関係者、また地権者、本当にですね、統合庁舎の建て替え地が変更になった時点ですね、説明またお詫び等をですね、するべきだったと本当に深く反省しております。今後はそういうことがないようにしてまいりたいと思います。以上です。

濱崎議員 議長。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 長洲町の現消防署庁舎から移転しなければならないということが平成22年の当時、おそらく協議がされてなかったんだと思うんですね。今の答弁でもありませんでした。ただ、約束をいたしましたとおりに今後は会議録を作るということは第3委員会の中で約束されておりましたので、それは確実に守っていただきたいと思います。

最後に、理事長にお尋ねいたします。議会の議事録や理事会の議事録はもちろん、物事が決定される過程における会議録など記録を残す必要があると思います。執行部におけるメモ的な記録では往々にして記録者の主観が全体を占めるようになると思います。発言者の本位を記録するためにも会議録の作成を先にも申しましたとおりに、物事が決定される過程を会議録として残し広く住民に閲覧を許すべきだと思いますが、決意のほどを再度代表理事に確認いたします。

議長 はい、前田代表理事。

前田代表理事 濱崎議員の質問にお答えいたします。大変ですね、濱崎議員から御指摘受けるとおりでありまして、深く反省をしておるところでございます。町においてはですね、すべてを把握してこういうことがないようにやっとならなく、この組合議会というのは代表理事といえどもですね、全体を把握しておるわけではありませんので、こういう問題があったと思いますけど、今後はですね、もう少し、やっぱ理事者側としてですね、しっかり管理をしていきたいと思っております。まずその理事者側がですね、しっかり管理しておけばですね、こういう間違いも起こらなかつたんじゃないかと思っております。消防と事務と、この別々に動いている状況でありますので、濱崎議員御指摘のとおりですね、今後は理事者側がしっかり把握しながら消防も事務組合もですね、管理をしていきたいと、そう思っておりますのでどうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。御指摘のとおり、ありがとうございました。

議長 はい、濱崎議員。

濱崎議員 答弁ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。終わります。

議長 以上で濱崎議員の質問は終わりました。これをもちまして一般質問を終わります。議事の都合により暫時休憩をいたします。

日程第5、議案第7号、有明広域行政事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。及び日程第6、議案第8号、有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について。並びに日程第7、議案第9号、有明広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、当初の議案でありますので一括議題といたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(なしの声あり)

これより、議案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 事務局長の中嶋でございます。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第7号、有明広域行政事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。有明広域行政事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和元年8月28日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、消費税法改正により組合関係条例の整備を図るものであるというものでございます。

2ページをお願いいたします。

有明広域行政事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例。有明広域行政事務組合行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、この条例の規定による改正後の使用料等の規定は、施行日以降の使用料について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例によるというものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

議案第8号、有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について。有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和元年8月28日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が公布され、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請の申請に係る手数料標準額が引き上げとなり、当組合消防手数料条例について所要の整備を図るものであるというものでございます。

4ページでございます。

有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例。有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を次のように改正する。別表2の項の2のオの(3)中「158万円」を「1

59万円」に改め、同項の2のオの(4)中「194万円」を「195万円」に改め、同項の2のオの(5)中「226万円」を「227万円」に改める。改正の内容でございますが、当組合消防手数料条例、別表において特定屋外タンク貯蔵所の手数料に関する事項を改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

続きまして議案書の5ページをお願いいたします。

議案第9号、有明広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。有明広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和元年8月28日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、消費税法改正により組合関係条例の整備を図るものであるというものでございます。

6ページをお願いいたします。

有明広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。有明広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条、第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、この条例の規定による改正後の手数料等の規定は、施行日以降の手数料について適用し、施行日前の手数料については、なお従前の例によるというものでございます。なお、議案第7号及び議案第8号、並びに議案第9号の3議案につきましては、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する等の法律により令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げることに伴い、当組合におきましても関係条例の整備を図るものでございます。以上、議案第7号、第8号、第9号の3議案について御提案を申し上げます。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。これより提案議案3案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これより提案議案3案件について討論に入ります。議案第7号について討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。次に、議案第8号について討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。次に、議案第9号について討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。議案第7号、有明広域行政事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、議案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第8号、有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第9号、有明広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、組合構成市町の一部に係わる議案であります。よって組合規則規約第8条第1項に規定する議決の特例事項に該当いたしますので、起立の方法により採決いたします。議案第9号に係る市町は玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町であります。最初に係る市町の評決を取ります。議案第9号の係る市町、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町で原案の賛成の方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

着席ください。

(賛成者着席)

次に、荒尾市の出席議員で原案に賛成の方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

御着席ください。

組合規約第8条第1項の規定により、関係市町から選出されている議員のそれぞれ出席議員の過半数の賛成を含む出席議員の過半数に達しておりますので、議案第9号は議案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第10号 財産の取得を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の7ページをお開きください。

議案第10号、財産の取得について。平成31年度車両整備計画に基づき、荒尾消防署南関分署及び長洲分署に更新配備する災害対応特殊救急自動車の整備を図るため、次の財産を取得することについて地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和元年8月28日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。

1、財産の種類、災害対応特殊救急自動車2台。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、取得価格、5,643万円。

4、契約の相手方、熊本県熊本市中央区神水2丁目10番1の105号、株式会社ニッケカスタム熊本 代表取締役 渋谷明子。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするからであるというものでございます。なお、議案第10号の詳細につきましては、消防長より御説明を申し上げます。

消防長 議長。

議長 吉田消防長。

消防長 消防本部の吉田です。よろしく申し上げます。議案第10号、災害対応特殊救急自動車取得に係る経過を御説明いたします。別添の資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。別添のこういう資料の5ページをお願いします。一番最後のほうになっております。平成31年度車両整備計画に基づき、荒尾消防署、南関分署及び長洲分署に更新配備する災害対応特殊救急自動車の整備に伴う当該車両の取得に係る経過といたしましては、平成31年4月22日、入札公告。令和元年5月29日、条件付一般競争入札をいたしまして、開札結果につきましては下の表を御覧いただきたいと思っております。株式会社ニッケカスタム熊本、これは熊本日産自動車株式会社の代理店になります。それと熊本トヨタ自動車株式会社の2社の参加があり、2台で5,225万円。税込5,643万円で株式会社ニッケカスタム熊本が落札いたしました。そして令和元年6月3日、購入に係る仮契約を締結いたしましたので、本議会で当該財産を取得することについて議決をお願いするものであります。最後になりますが、取得価格につきましては、別途法令等の規定による消費税率が現時点で8%となっておりますが、10月から予定通りに10%となった場合には、資産の譲渡が9月末日を越える見込みのため、次期議会において変更契約として再度議会の議決を求めさせていただく予定でありますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。日程第8、議案第10号、財産取得については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第11号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

議案第11号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号。平成31年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,361万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,730万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は第3表 地方債補正による。令和元年8月28日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。

補正の主な内容でございますが、消防における臨時職員の賃金の補正、及び消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業における本体庁舎建設工事、並びに長洲分署庁舎建設事業における不動産鑑定業務委託料の補正。また、公債費におきまして、消防本部・玉名消防署庁舎建設事業における一時借入金の利子の補正をいたすものでございます。

議案書の9ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入のほうから御説明をいたします。

まず7款 繰越金 1項 基金繰入金でございます。補正前の額848万4,000円に、2,710万円を追加し、予算現計を3,558万4,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業の支出における特定財源として消防施設整備基金から繰り入れるものでございます。

次に8款 繰越金 1項 繰越金でございます。補正前の額1億827万5,000円に171万円を追加し、補正後の予算現計を1億998万5,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、歳出における賃金、及び一時借入金利子の補正に伴い繰越金を充当するものでございます。

次に10款 組合債 1項 組合債でございます。補正前の額1億1,950万円に7億5,480万円を追加し、補正後の予算現計を8億7,430万円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業における工事請負費、及び長洲分署庁舎建設事業における不動産鑑定業務委託料の支出分でございます。

続きまして、歳出予算について御説明を申し上げます。歳出予算の説明につきましては、有明広域行政事務組合一般会計補正予算説明書2号にて御説明を申し上げたいと思います。補正予算説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。

5款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。補正前の額17億9,082万2,000円に120万円を追加し、予算現計を17億9,202万2,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、7節の賃金120万円は臨時職員2名分の新規雇用に伴う賃金でございます。

次に3目 庁舎建設費でございます。補正前の額3,508万3,000円に7億8,19

0万円を追加し、予算現計を8億1,698万3,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、13節の委託料100万円は長洲分署庁舎建設事業における不動産鑑定業務委託料でございます。15節の工事請負費、7億8,090万円は消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業において本体庁舎建設工事を2カ年計画で実施するため補正をお願いいたすものでございます。

次に6款 公債費 1項 公債費 2目 利子でございます。補正前の額3,315万7,000円に51万円を追加し、予算現計を3,366万7,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、23節 償還金、利子及び割引料51万円は消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業関連支出に伴います一時借入金の利子でございます。以上、補正予算第2号につきまして御説明を申し上げました。

引き続きまして議案書に戻っていただきまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表 債務負担行為補正でございます。事項といたしまして、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設工事施工管理業務委託料。期間は令和2年度、限度額は4,300万円でございます。次に、下段の事項といたしまして、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設工事請負費、期間は令和2年度、限度額は12億7,410万円でございます。

次に、議案書の12ページでございます。

第3表 地方債補正でございます。起債の目的といたしまして、消防施設整備事業。補正前の限度額1億1,950万円を補正後の限度額8億7,430万円にいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。以上、議案第11号 平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号について御提案を申し上げます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第9、議案第11号、平成31年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、審査事項の付託についてを議題といたします。議会運営委員会から会議規定第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。議会運営委員会からの申出のとおり決することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程はすべて修了いたしました。よって令和元年第2回有明広域行政事務組合定例会を閉会いたします。御苦労様でした。お世話になりました。

閉会 (午前11時44分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

江 田 計 司

有明広域行政事務組合議会署名議員

吉 田 憲 司

有明広域行政事務組合議会署名議員

松 田 幸 二

以 下 余 白